

# 平成23年度朝倉市予算編成方針

## 1. 国及び地方の動向

日本経済は、世界的な経済危機を受け大幅に悪化した後、景気は持ち直してきているものの、依然として厳しい状況にある。特に、新卒者・若年者の雇用情勢の状況は厳しく、円高の進行・長期化や海外経済の減速に対する懸念等により、景気の下振れリスクがあり、経済の基盤は未だ脆弱である。

このような状況の下、政府は本年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」において「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」の実現に向けた経済政策で、日本経済を本格的な回復軌道に乗せ、できるだけ早期にデフレを終結させることとし、「デフレ脱却」が、当面の経済運営の重要な目標とした。また、同月22日に閣議決定された、「財政運営戦略」において、平成23年度から25年度を対象とする中期財政フレームが策定され、財政健全化目標達成のための経済・財政の見通しや展望を踏まえながら複数年度を視野に入れた毎年度の予算編成を行うための仕組み等が示された。

平成23年度、国においては、政権交代後初めての本格的な予算編成となるが、（新）内閣は、元気な日本を復活させるためには、予算の構造改革が不可避であるとし、これまで配分割合が固定化している予算配分を、省庁を超えて大胆に組み替えるとしている。

また、財政健全化への取り組みとしては、「財政運営戦略」に基づく「歳出の大枠」はこれを堅持し、国債発行額についても平成22年度当初予算の発行額を上回らないよう、全力をあげるとしている。

今後、国の財政運営の如何によって、政策に変化がある地方財政への影響が懸念されることも予想されるため、その動向を注視していく必要がある。

一方、地方財政は、実情として経済の疲弊が深刻化しており、財政状況も極めて厳しいことから、課題として挙げなければならないのは、まず、地方一般財源の総額の確保と地方財政の健全化である。国・地方共通の課題である財政健全化に向け、「新成長戦略」の推進により、「強い経済」を実現し、経済成長による税収増を図るとともに、地方の行財政改革に積極的に取り組むことが重要となる。また、社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額の確保が必要である。

次に、地域主権改革の推進が求められ、国と地方の役割分担の見直しや地方が自由に使える財源を拡充すること等に対して、今後の社会資本整備の在り方等の様々な課題との整合性を確保しながら検討を進める必要がある。

## 2. 本市の財政状況

平成21年度の普通会計歳入歳出決算の確定により、財政状況は、実質収支が約2億4,900万円の黒字であり、実質単年度収支では、約7億2,000万円の黒字を確保することができた。しかし、黒字の要因は、ほとんどが国の政策によるものであり、朝倉市独自の財源が増加したものではない。決算を分析すると、長引く景気低迷により地方税が前年度と比較し、約3億4,000万円の減収となったが、普通交付税の算定項目に「地

域雇用創出推進費」が創設され、基準財政需要額に算入されたことにより、結果として約5億円が増額された。さらに、国の経済対策が講じられたことにより交付された臨時的な歳入が黒字要因となった。

財政指標では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度から4.3%減の91.3%、また、実質公債費比率は前年度から0.6%の減の13.3%となった。これらの数値からは、改善されたように見えるが、その要因は、地方交付税の増額と人件費等の減少によるものである。このことは、財政力指数を見れば分かるように、単年度数値は平成20年度の0.62から0.57に悪化している。地方税収が落ち込み、地方交付税の増額及び地方に配慮した国の経済対策が行われ、財政指標の改善が見受けられるようであるが、実態は依然として厳しい財政運営が続いている。

今後の見通しは、歳入総額の29%を占める市税については、景気の回復に期待するところであるが、歳出面においては、徹底した事務事業の見直しなどによる行財政改革を進めるとともに、限られた歳入の中で、より効率的・効果的な財政運営を行うことが必要である。

また、国の動向に左右される不安定な状況であることを十分認識すべきであり、予算編成過程において、関係府省庁からの情報収集に努め、国の動向についての的確に把握した上で、適切な対応を図ることが不可欠である。

### 3. 予算編成の基本方針

朝倉市の方向性は、第1次朝倉市総合計画(基本構想・基本計画)及び実施計画により、財政計画との整合性を図りながら、施策を計画的・効果的に推進していくことになる。

限られた財源の中での施策の実施のためには、平成22年度改定「第2期朝倉市行政経営改革プラン」の着実な取り組みが期待される。これまでの「朝倉市行政経営改革プラン」の取り組みで一定の効果は生じ、職員一人ひとりの自覚と意識改革が図られつつあるが、行政改革は、常に時代の変化に対応して積極的に推進していく必要がある。

平成21年度までの行政経営改革プランの取り組み並びに国の景気対策及び地方への地方交付税等の増額等により、平成22年度の予算は、地方税が落ち込む中、合併後初めて財政調整基金に頼ることなく編成することができたが、平成23年度は、本年同様地方税の増収が見込めないため、地方財政計画が示されていない状況ではあるが、厳しい予算編成と推定される。

したがって、事業計画に当たっては、下記項目を念頭に、効率的な財政運営を図りながら、行政需要に即応できる財政の対応力を保持し、市全般の均衡ある発展と市民福祉の向上に努めていかなければならない。

編成にあたっては、課ごとに平成22年度の6月補正後の一般財源の総額を超えない範囲で計画することを原則とするが、きめ細かな臨時交付金事業に振り替えた事業がある場合には、別途考慮する。

また、国が平成22年度の補正予算の中で検討している経済対策が示された場合は、本市の当初予算で計画された事業を前倒して実施する場合もある。

- ①計画行政の一層の推進
- ②不要不急の事務事業の廃止と縮小
- ③経常経費(一般行政経費)の節減、合理化の徹底
- ④事業の厳選並びに優先順位の整理

- ⑤財源の重点的・効率的配分
- ⑥国・県資金等の精査と積極的導入
- ⑦行財政改革の推進

各所属長は、全般的な行政運営の責任者としての自覚を持ち、これらの諸情勢、市行政の現状を十分認識し、単に慣習・慣例による予算要求をすることなく、上記の①～⑦を基本理念として、課内会議及び部内会議等による総合的な調整を図り、別紙事項に留意のうえ、平成23年度の予算編成に取り組むこととする。

### 【平成23年度の重点施策】

平成23年度の予算編成は、継続事業を優先とするが、次の事項を本市の重点項目として予算編成を行うこととする。

#### 〔親と子と孫が一緒に暮らす「朝倉市」づくり〕

- (1) 働く場のある「朝倉」づくり
  - ・ 生活を守る雇用の確保
  - ・ 希望の持てる農林業づくり
  - ・ 誰もが訪れたい観光地づくり
  - ・ 賑わいのある商店街づくり
- (2) 子育て・長生きが楽しい「朝倉」づくり
  - ・ 安心して子育てできる環境づくり
  - ・ ふるさとに誇りを持てる人づくり
  - ・ 高齢者・障がい者が暮らしやすい社会づくり
- (3) 次代へつなぐ協働の「朝倉」づくり
  - ・ 市民と行政との新しい関係づくり
  - ・ 男女の力がともに発揮できる社会づくり
- (4) 安全・安心で快適に暮らせる「朝倉」づくり
  - ・ 災害に強いまちづくり
  - ・ 快適にいきいきと生活できる基盤づくり
- (5) 環境にやさしい「朝倉」づくり
  - ・ 新エネルギーの普及・CO2削減の推進
  - ・ 森林・水の保全
  - ・ 循環型社会の構築
- (6) 地方分権時代に対応した新しい「朝倉」づくり
  - ・ 市民が利用しやすい市役所づくり
  - ・ 健全な行財政システムづくり